

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団

令和3年度 第3回理事会議事録（抄本）

1 開催日時

令和4年3月25日（金） 午前10時00分から午前10時30分まで

2 開催場所

新潟市水族館マリニピア日本海 2階団体休憩室(新潟市中央区西船見町 5932-445)

3 理事現在数及び定足数

現在数7人、定足数4人

4 出席理事数 6人

（出席） 高橋道映 理事長（代表理事）、近藤博 専務理事（代表理事）、西源二郎理事、鈴木緑 理事、石田克弥 理事、渡邊彩 理事

（欠席） 飯田碧 理事

5 出席監事数 2人

（出席） 井関一博 監事、山岸誠一 監事

6 その他出席者

（事務局） 石田孝 事務局長、野村卓之 水族館長、大和淳 副館長、斎藤淳 管理課長、佐々木美智子 管理課主査、工藤隆生 文化政策課係長

7 決議事項

議案第1号 令和4年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 事業計画の承認について

議案第2号 令和4年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 予算の承認について

議案第3号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 組織規程の一部改定について

議案第4号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 無期嘱託職員就業規則の一部改定について

議案第5号 評議員会の決議の省略について

8 報告事項

職務執行状況報告について

9 議事の経過の要領及びその結果

(1) 出席者の確認及び議長の選出

石田事務局長が出席者の紹介を行い、配付議案の確認をした。その後、定款並びに理事会運営規程に基づき高橋理事長が議長となり、高橋議長が開会宣言を行った。

(2) 理事の出席状況の確認及び議事録署名人の選出

高橋議長が、理事会運営規程に基づき事務局へ出席状況の報告を求め、石田事務局長より定款並びに理事会運営規程に規定する理事の過半数の出席を満たしており、本理事会は有効に成立している旨の説明があった。

議事録署名人は定款並びに理事会運営規程に基づき高橋理事長、近藤専務理事、井関監事、山岸監事とし、議案の確認後、審議に移った。

(3) 議案第1号 令和4年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 事業計画の承認について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が事業計画についての説明を行った。

事業計画は、事業概要・公益目的事業（1 海洋・河川文化の普及啓発、調査研究及び保護継承事業、2 海洋・河川に生息する水生生物とその生息環境の展示及び飼育事業）・収益事業について説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(4) 議案第2号 令和4年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 予算の承認について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が予算についての説明を行った。

予算は、公益目的事業が指定管理料、啓発事業、補助金で、収益事業が施設管理に付帯するもの、法人会計は理事会・評議員会に関するものから構成され、また資金調達及び設備投資の見込についての説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(5) 議案第3号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 組織規程の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が組織規程の一部改定についての説明を行った。

教育普及活動をはじめとした公益目的事業を、より一層強化するとともに発信力を高めるため学びのデザイン課に学びのデザイン係を置く旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(6) 議案第4号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 無期嘱託職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が無期嘱託職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

通算雇用期間が5年を超える一般職員に対し、無期嘱託職員への転換を可能にする旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり

可決承認された。

(7) 議案第5号 評議員会の決議の省略について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が評議員会の決議の省略についての説明を行った。

① 評議員会の決議の省略について

定款第19条第5項及び評議員会運営規程第14条第5項の規定に基づき、評議員会の決議の省略（書面開催）をもって行うものとする。

② 評議員会の目的である事項等

決議事項 評議員及び理事及び監事の選任について。なお、評議員の任期については、定款第13条第2項の規定による。理事及び監事の任期については、定款第26条第3項の規定による。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(8) 職務執行状況の報告事項について

高橋議長が上記報告事項について、近藤専務理事からの説明を提言した。これを受け、近藤専務理事が次の内容についての報告を行った。

- ・新潟市水族館の管理運営について
- ・生物の飼育状況（カマイルカ等）について
- ・月次監査（外部）の報告について

報告終了後、質問、意見等なかった。

以上をもって、全ての議案の審議及び報告を終了したので、議長は午前10時30分に閉会を宣言した。

上記の議事の経過の要領及びその結果が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和4年3月25日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団

議長 代表理事

高 橋 道 映

代表理事

近 藤 博

監 事 井 関 一 博

監 事 山 岸 誠 一
